

平成 26 年度

能代市公営企業会計
決算審査意見書

能代市監査委員

能 監 収 第 6 4 号

平成 2 7 年 8 月 1 9 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

能代市監査委員 佐 々 木 充

能代市監査委員 武 田 正 廣

決 算 審 査 意 見 書 の 提 出 に つ い て

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成26年度能代市公営企業会計（水道事業会計・下水道事業会計）の決算及び証書類その他関係書類を審査したので、次のとおりその意見を提出する。

目 次

平成 26 年度能代市公営企業会計決算審査意見

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
	地方公営企業会計制度の見直しについて	2
水道事業会計		
5	概 況	3
6	業務実績について	4
7	経営成績について（税抜き）	6
8	財政状況について（税抜き）	13
9	収入状況について（税込み）	20
10	補てん財源について（税込み）	22
11	予算議決事項について（税込み）	23
12	むすび	24
下水道事業会計		
5	概 況	27
6	業務実績について	28
7	経営成績について（税抜き）	30
8	財政状況について（税抜き）	33
9	収入状況について（税込み）	38
10	補てん財源について（税込み）	39
11	予算議決事項について（税込み）	39
12	むすび	40
(参考) 決算資料		
(水道事業会計)	資料 1 業務実績表 (1)	43
	資料 2 業務実績表 (2)	44
	資料 3 経営分析表	45
(下水道事業会計)	資料 4 業務実績表 (1)	46
	資料 5 業務実績表 (2)	46
	資料 6 経営分析表	47

公営企業会計における決算書類作成上の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは、次のとおりである。なお、本意見書中、「税込み」とは消費税等込みを、「税抜き」とは消費税等抜きのことをいう。

決 算 書 類	税 込 み	税 抜 き
決 算 報 告 書（備考欄に消費税等相当分を内書）	○	
損 益 計 算 書		○
剰 余 金 計 算 書		○
剰 余 金 処 分 計 算 書		○
貸 借 対 照 表		○
収 益 費 用 明 細 書		○
固 定 資 産 明 細 書		○
企 業 債 明 細 書	—	—

凡 例

- 1 文中、「水道事業」とは能代地域における上水道事業を、「鶴形簡易水道事業」とは鶴形地区における簡易水道事業を、「水道事業会計」とはこれら2つの事業を合わせたものをいう。
- 2 文中及び表中に用いる比率は、原則として小数点第2位を四捨五入して表示した。
- 3 文中で用いる伸び率「皆増」は前年度に該当数値がなく、本年度発生した場合を、「皆減」は前年度に該当数値はあったが、本年度発生しなくなった場合を表示した。
- 4 増減率は、対前年度比率である。
- 5 表中の符号「—」は、原則として該当数値のないものを表示した。
- 6 水道事業会計における平成25年度全国平均は、原則として公営企業年鑑における給水人口3万人以上5万人未満の事業体の平均値である。
- 7 「5 概況」及び「12 むすび」においては、関連する事項が記載されているページを「P ○」のように表示した。